

**平成26年度
税制改正大綱について
(雇用均等・児童家庭局関係部分抜粋)**

平成26年1月 
厚生労働省
雇用均等・児童家庭局

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置

(所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、関税)

大綱の概要

単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、教育基本法上の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業に位置付けられることとなる、幼保連携型認定こども園に対して、現行の認可施設である幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講じる。

新たな幼保連携型認定こども園

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）

〔類型〕

《現行制度》

《改正後》

幼保連携型

(594件)

幼稚園
(学校)

保育所
(児童福祉施設)

- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

※ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

※ 認定こども園の合計件数は1099件(平成25年4月時点)

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う

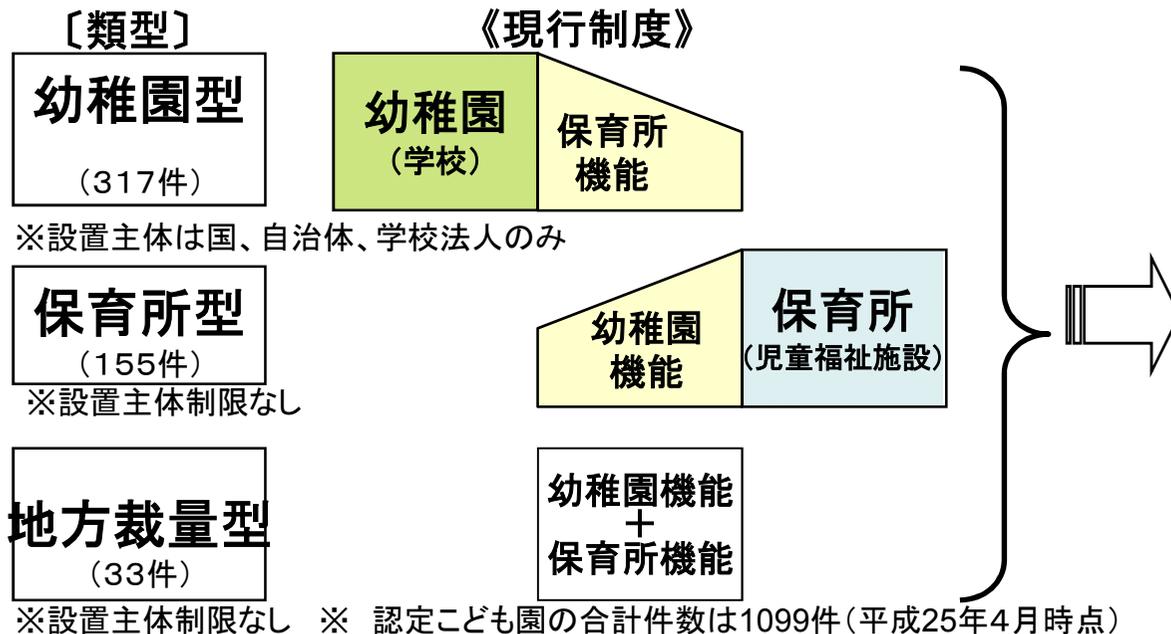
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置

(登録免許税、相続税、贈与税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、関税)

大綱の概要

幼保連携型以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）についても、幼保連携型認定こども園と同様に、教育及び保育を一体的に提供する施設として、法改正により、認定にあたっての基準や欠格要件を追加したことに加え、施設型給付の対象として法的責務を負って子どもを受け入れ、高い公共性を担うことから、現行の認可施設である幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講じる。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について



子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる 小規模保育等に対する税制上の所要の措置

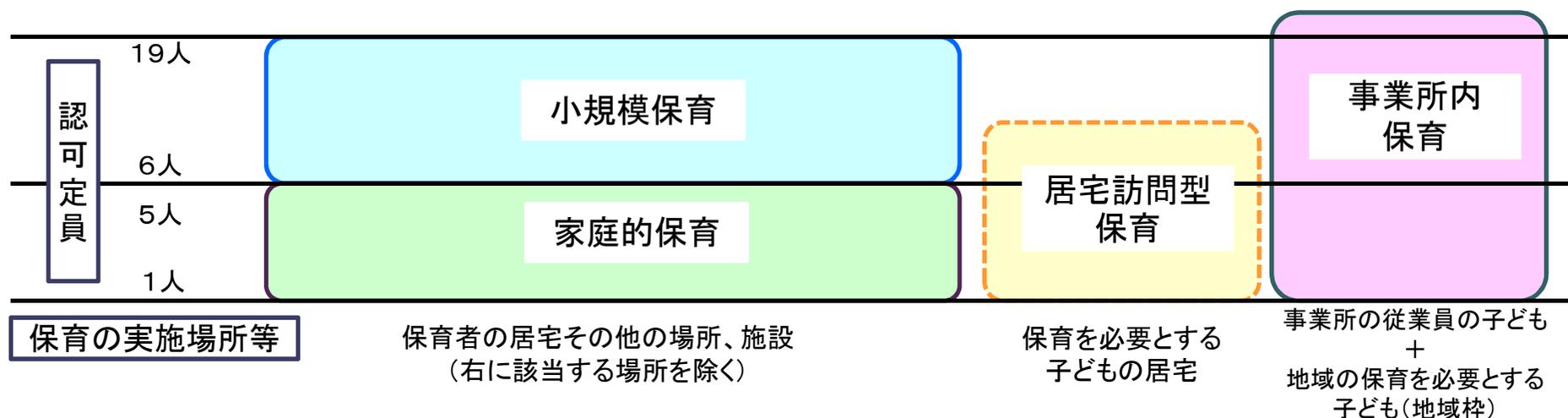
(所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、関税)

大綱の概要

子ども・子育て関連3法では、児童福祉法の改正により、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を市町村認可事業として位置付け、必要な規制を設ける。これらの事業は、市町村の確認を受けて公的助成の対象として、認定こども園・保育所と同様に保育を必要とする子どもを保育するものであり、高い公益性を担うことを踏まえ、現行の保育所等に認められている税制上の措置と同等の措置を講じる。

※所得税、法人税、個人住民税及び法人住民税においては一定規模以上の小規模保育事業について措置を講じる。
※不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税においては小規模保育事業のみ非課税措置を講じる。

小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業について



子ども・子育て支援新制度の施行に伴う

病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に対する税制上の所要の措置

(不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税)

大綱の概要

社会福祉事業の用に供する不動産等に係る不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する不動産等を追加する。

○新たに第2種社会福祉事業として位置付けられた病児保育（病児・病後児保育）事業及び子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業について、その他の第2種社会福祉事業と同等の税制措置等を講じる。

	《改正前》			《改正後》	
	法的位置づけ	課税状況		法的位置づけ	課税状況
第2種社会福祉事業	○	非課税	その他の第2種社会福祉事業	○	非課税
病児・病後児保育事業	×	課税	病児・病後児保育事業	○	非課税
ファミリー・サポート・センター事業	×	課税	ファミリー・サポート・センター事業	○	非課税

子ども・子育て支援新制度において給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置 (消費税、地方消費税)

大綱の概要

子ども・子育て支援法の施行に伴い、消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、同法に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等を加える。

○子ども・子育て支援新制度において創設される、施設型給付の対象となる教育・保育施設及び地域型保育給付の対象となる事業者を利用した場合の利用料等について、課税の不公平を回避するため、保育所と同等の税制上の措置（保育料等の包括的な非課税措置）を講じる。

《改正前》			《改正後》	
施設類型	課税状況		施設類型	課税状況
幼稚園	非課税		幼稚園	非課税
保育所	非課税		保育所	
幼保連携型認定こども園 (幼稚園部分)	非課税		幼保連携型認定こども園	
(保育所部分)	非課税		幼稚園型、保育所型、地方 裁量型認定こども園	
幼稚園型、保育所型、地方 裁量型認定こども園	非課税		小規模保育事業	非課税
小規模保育事業	—		家庭的保育事業	
家庭的保育事業	—		居宅訪問型保育事業	
居宅訪問型保育事業	—		事業所内保育事業	
事業所内保育事業	—			

※新制度に移行する施設・事業に限る。

高等職業訓練促進給付金等に係る非課税措置の創設等のひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う 税制上の所要の措置（所得税、個人住民税等）

大綱の概要

ひとり親の雇用の安定及び就職の促進を図るための給付金である高等職業訓練促進給付金等を非課税とする措置を講ずるほか、児童扶養手当と公的年金給付との併給制限の見直し等の制度見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずるなど、ひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずる。

制度の概要

1. 高等職業訓練促進給付金等の非課税措置

- 次の給付金について非課税とするもの。
 - ・「高等職業訓練促進給付金」は、ひとり親の就職を容易にするために必要な資格（看護師、准看護師、介護福祉士、保育士等）の取得を促進するため養成機関において2年以上修業する場合に、その期間中の生活を支援することを目的として、自治体により支給している（月額10万円、上限2年、所得制限あり）。
 - ・「自立支援教育訓練給付金」は、適職に就くために必要な教育訓練（自治体が指定）を受けたひとり親に対してその経費の2割相当額を自治体により支給している（上限10万円、所得制限あり）。
- これらの給付金を非課税とするには、根拠法である「母子及び寡婦福祉法」に公租公課禁止規定を置く必要があるため、次期通常国会への提出を検討している、ひとり親家庭支援施策の見直しに係る改正法案に上記改正を盛り込む。

2. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しに伴う非課税措置

- ひとり親家庭に支給される児童扶養手当については、現在、手当より少額の公的年金を受給できる場合でも、併給制限により手当は支給されない。このため、公的年金給付との差額分の児童扶養手当を支給できるよう法律改正を行うことを検討している（次期通常国会への法案提出を検討）。
- 現在、児童扶養手当は非課税所得とされていることから、新たに差額を支給する場合でも、非課税所得とするもの。

3. その他所要の改正

- ひとり親家庭への支援施策の見直しに係る改正法案に伴う税制上のその他の整備。

大綱の概要

難病の患者に対する医療費等に関する法律（仮称）の制定及び児童福祉法の改正を前提に、次の税制上の所要の措置を講ずる。

- ① 支給される金品について、所得税・個人住民税を課さないこととする。
- ② 支給を受ける権利について、税の滞納処分による差押えを禁止する。
- ③ 社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、これらの法律の規定による医療を加える。
- ④ 給付される医療について、消費税を非課税とする。

- ・厚生労働科学審議会疾病対策部会難病対策委員会では、総合的な難病対策の構築に向けて検討を行っており、平成25年1月には「難病対策の改革について（提言）」が取りまとめられたところ。
- ・難病対策の見直しと併せ、小児慢性特定疾患対策についても、社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会で検討。平成25年1月には「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（中間報告）」が取りまとめられ、公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築、研究の推進、慢性疾患児の特性を踏まえた健全育成・家族への地域支援の充実等について提案されている。
- ・また、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）」において、難病等に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、対象となる疾患の拡大等、必要な事項について検討を加え、必要な法律案を来年の通常国会に提出することを目指すこととされている。

仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長（所得税、法人税）

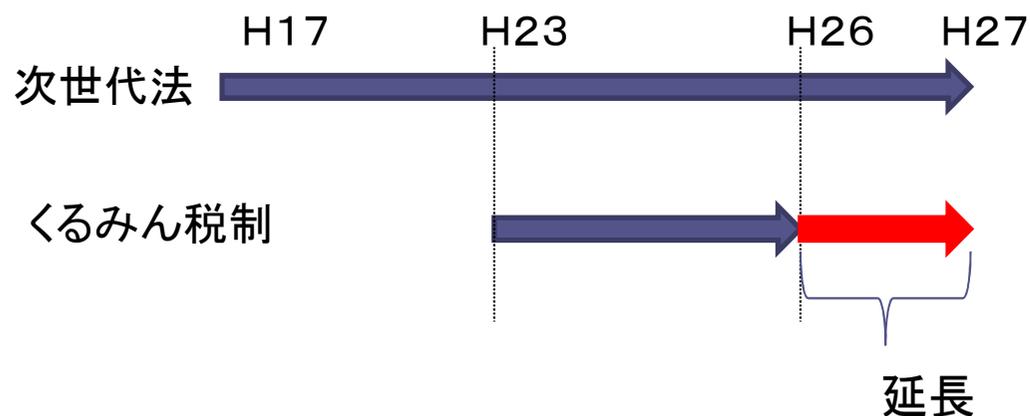
大綱の概要

次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却制度の適用期限を1年延長する。

制度の概要

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定を取得した企業は、「くるみん」認定の対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始日から認定日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等に対して、認定日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。

※次世代育成支援対策推進法は平成27年3月31日までの時限立法（現在、延長について検討中）。



【「くるみん」認定】

次世代育成支援対策推進法では、企業に労働者の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定することを求めており、一定の水準を達成した場合に子育てサポート企業として認定ができることとされている。

